

中日本高速道路株式会社事業評価実施規則

〔平成18年7月18日中高経企第32号〕

改正 平成23年11月16日中高経企第63号(イ)

改正 平成24年5月10日中高経企第39号(ロ)

(趣旨)

第1条 この規則は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について」(平成15年3月31日付け国官総第702号の2・国官技第351号の2国土交通事務次官通達)に基づいて、中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)が道路整備特別措置法第3条の規定に基づき施行する事業の再評価及び事後評価を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(再評価又は事後評価の実施方法)

第2条 社長は、再評価又は事後評価を実施するに当たっては、次条に基づき会社に設置する事業評価監視委員会に諮問して意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

ただし、会社が施行する事業と会社以外の事業主体が施行する事業を一連の事業として、共同で再評価又は事後評価を実施することが適切と判断される場合であって、次の各号に掲げる場合には、各号に定める方法により審議を行い、その意見を尊重するものとする。この場合、社長は、当該各号に掲げる方法について会社以外の事業主体の長と協議し、審議方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 会社が事業の初期段階から関わっていない場合は、初期段階から関わっている事業主体の事業評価監視委員会に当該案件の審議を委任する。
- 二 前号以外の場合には、1つの事業評価監視委員会に他の事業評価監視委員会委員を加えて合同で審議を行う。

2 前項ただし書の場合において、会社に設置する事業評価監視委員会から前項ただし書き各号に掲げる審議方法以外の提案があったときは、社長は、当該提案を踏まえて前項ただし書の協議をするものとする。

(委員会の設置)

第3条 会社に、中日本高速道路株式会社事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

第4条 委員会は、社長の諮問に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 再評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針(原案)について審議を行い、対応方針(原案)に対し意見がある場合には、社長に対してその意見を述べること。
- 二 事後評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針(案)について審議を行い、対応方針(案)に対し意見がある場合には、社長に対してその意見を述べること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、委員会又は社長が必要と判断した場合に、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等について審議を行い、意見がある場合には、社長に対してその意見を述べること。

(委員会の組織)(イ)

第5条 委員会は、委員5名及び特別委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、公平な立場にある有識者のうちから、社長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年以内とし、再任は2回を限度とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(特別委員)(イ)

第7条 第2条第2項第2号の方法で委員会の審議を行う場合においては、社長は、他の事業評価監視委員会委員を特別委員として委嘱することができる。

- 2 特別委員の任期は、対象事業の審議期間とする。
- 3 特別委員は、非常勤とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第9条 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画チームにおいて処理する。

附 則

この規則は、平成18年 7月18日から施行する。

附 則(イ)

この規則は、平成23年11月16日から施行する。

附 則(ロ)

この規則は、平成24年 5月10日から施行する。